

委員会議事概要

| | |
|-----------------------|--|
| 1 委員会名 | 令和3年度 第4回沖縄海区漁業調整委員会 |
| 2 開催日時 | 令和3年7月9日(金) 14:00~16:00 |
| 3 開催場所 | 沖縄県庁14階商工労働部会議室 |
| 4 出席委員 (定数15名中14名) | <p>(会場参加)</p> <p>上原亀一委員、赤嶺博之委員、池田博委員、大嶺嘉昭委員、当真聡委員、山内得信委員、新立弘子委員</p> <p>(Web参加)</p> <p>伊良波宏紀委員、八前隆一委員、大谷健太郎委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員</p> |
| 5 議事録署名人 | 大嶺嘉昭委員、山川彩子委員 |
| 6 議事内容 | |
| (1) 第1号議案 | 浮魚礁の敷設承認申請について (P1~P15、別添) |
| 【要旨】 | 新規承認申請が2基(糸満漁協)と再承認申請29基(国頭漁協、那覇市沿岸漁協、今帰仁村、読谷村漁協、北谷町、浦添・宜野湾漁協、浦添市、与那国町漁協、沖縄県)があった。原案のとおり全て承認された。 |
| 【特記事項】 | <p>【山内委員】那覇市沿岸漁協の那覇沿岸3号が、協議位置よりも2分以上ずれているということだが、これは協議した位置に戻すのか。</p> <p>【事務局】既設の浮魚礁で、協議位置よりも2分以上ずれていた。現在の位置で再承認受けるために、協議書も提出されている。</p> <p>【山内委員】糸満の14は、緯度は25度42分、経度で127度49分50秒にある。第3ブロックとの境界の問題はないか。同ブロックの境界から西側にある。第2ブロックのエリア内であれば問題はない。</p> <p>【池田委員】緯度経度は、25度なので、第3ブロック外と考えている。</p> <p>【山内委員】境界が私には分からないので、分かるような資料を。</p> <p>【事務局】設置位置は、各ブロックで協議をし、同意をされた前提で、海区委員会事務局に申請されるため、委員会で詳細を確認していない。</p> <p>【山内委員】はっきりした境界は確認せずに、協議で決めているのか。</p> <p>【事務局】委員会指示で、ブロックの範囲については扱っていない。</p> <p>【上原議長】各ブロックの境界線は明確にはないので、隣のブロックの了解を得るのではなく、所属するブロック内での了解があれば問題ない。</p> <p>【山内委員】お互いが了解すればいいとのことだが、時々、同意の承諾の依頼があっても疑問がある。できれば市町村境界を延長した線というのがあれば、判断しやすい。そういう線引きというのはできないのか。</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>【事務局】海に線を引くのは非常に難しい。都道府県の境界でも明確に線が引かれていない。沖縄海区も概念的な境界はあるが、明確な線はない。利害関係者が多く、境界線を引くのは一般に困難と認識している。現段階では、海区委員会の立場としては、委員会に諮る前に、ブロックの協議会の中で、ルール決め方などを検討してほしい。</p> <p>【山内委員】協議会で話し合っ、線が引けるならそれでもいいのか。</p> <p>【事務局】法的な意味は持たないが、申合せの中で基準をつくることは可能かもしれない。ただし、それは同意の上という条件付だが。</p> <p>【池田委員】今までは地先を優先とし、暗黙の了解で互いに棲み分けしていた。これは海区委員会で決められたブロック協議会ではなく、県漁連の中にある浮魚礁のブロック協議会で、今後検討しても良いのでは。</p> <p>【山内委員】はっきり地先というポイントが分かるならば、判断できるが、微妙なところに設置するといったときに、客観的な根拠がないので、同意していいのか迷う。そこで市町村境界を参考にしながら、県漁連の中のブロック協議会の中で線引きができたならと思っている。</p> <p>【上原議長】提案で、行政のラインがどこまで海の上で引けるかは微妙だが、今指摘があったことについては、ブロック協議会の中で、すみ分けが可能かを検討したい。海区委員会で決めるということにはならない。</p> <p>【赤嶺委員】新規の委員には、全体敷設図を用意したほうがよいと思う。</p> <p>【事務局】パヤオ全体の設置状況の図面は、次回の資料から添付する。</p> |
| (2) 第2号議案 | ウミガメの採捕承認申請について (P16～P23、別添) |
| 【要旨】 | <p>試験研究目的1件(小林清重)、漁業17件(仲村淳、宮島克典、山城海童、大城英祐、読谷村漁協、下地弘、比嘉保弘、名嘉村彰、古川幸也、與那嶺高人、佐久本洋平、川満正成、永吉博之、下地清栄、川畑ジョナタス、仲与志勇、仲与志勇也)の申請があり、原案のとおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | <p>【藤田委員】八重山の申請で備考欄にある「観賞用」は何を指すのか。</p> <p>【事務局】申請者は、ウミガメ自体を生体で販売しており、海区委員会の所管業務外だが、動物愛護法に基づく動物取扱業者として登録済みで、特に問題はない。売り先は、県外の施設に販売していた。</p> <p>【藤田委員】他にも水族館などの施設に販売する例はあると思うので、備考の書き方を統一したほうがよい。</p> <p>【城間委員】小林清重氏は、試験研究目的の申請だが、組織名とか団体名がない。こういったバックグラウンドを持っているのか。</p> <p>【事務局】個人で継続して研究を継続的に行っている。</p> <p>【事務局】長年にわたって研究していて、去年も実績がある。地元の漁</p> |

| | |
|-----------|--|
| | 業者と一緒に採捕承認を受けて、体長測定や標識をつけて放流するなど基本的な生態研究をしている。 |
| (3) 第3号議案 | 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について（諮問） （P24～P34、別添） |
| 【要旨】 | <p>知事許可漁業で、許可数を管理しているマグロはえ縄漁業、さんご漁業（深海サンゴとソフトコーラル）及び潜水器漁業についての公示案の諮問があった。</p> <p>公示案が決定すれば、ホームページで公示し、約1か月間申請を受け付け、審査後、9月1日からの許可処分を行。特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。</p> |
| 【特記事項】 | <p>【赤嶺委員】潜水器漁業の許可申請者のうち5名は、漁業権外での漁業となっているが、どのように確かめるのか。密漁も関連すると思う。</p> <p>【事務局】員外で潜水器の許可を受ける場合は、慶良間諸島と本島の共同漁業権第15号の間、チービシの辺を中心に操業されている。</p> <p>【赤嶺委員】実績をどのように把握するのか。</p> <p>【事務局】昨年の漁業法改正で、漁業法を準用する県の調整規則でも、毎年、実績の報告が義務づけられた。来年度以降、令和4年1月には、令和3年の実績が上がってくる。今後は随時確かめられる。</p> <p>【山内委員】共同漁業権の設定されていない、チービシやルカン礁、マエゲラマ辺りが、密漁者に抜け穴として利用される可能性がある。漁業権外の海面は、県で保護区など条例を制定して、密漁が出来ない仕組み検討してはどうか。</p> <p>【事務局】懸念は承知しているが、昔から員外で許可を受けた者も一定数いる。そうした者に許可を与えないことは今の法律では難しい。組合に入るのが困難な場合もあり、組合には入れない者が、漁業を続けるためにも、今の仕組みをなくせないと認識している。</p> <p>【山内委員】県は観光立県を目指しているので、チービシのように、那覇に近いダイビングスポットで、資源も環境も保護することは、沖縄全体の利益になると考えている。一部の漁業者に配慮するのも必要だが、密漁の言い訳に利用されている可能性が否定できない。</p> <p>【新立委員】員外で許可を受けるときに、住所不明2名、回答なし1名がいる。住所も不明で、許可を与えるのはどうか。納得いかない。</p> <p>【事務局】（備考に記載されている更新しない者の理由で）住所不明者等は、公示数には計上していない。</p> <p>【上原議長】漁業権のない海域について、何らかの形で管理ができない</p> |

かという提言があったと理解している。これは員外者だけではなく、漁協に所属している組合員も含めて、漁業権外の海域で操業している漁業者の把握は必要だ。その上で、保護区などを、今後の課題としてはどうか。

【山川委員】造礁サンゴ類の採捕は禁止で、ハードコーラルの採捕は基本的に禁止されている。県のホームページに、造礁サンゴの採捕は禁止で、ウミトサカ目も禁止と掲載されていた。ウミトサカ目はソフトコーラルもあるが、造礁サンゴとして採捕不可なのか、それとも許可を得れば、採捕は可能なのか。

【事務局】採捕可能なソフトコーラルの定義は、ウミトサカ目のうち、ウミトサカ垂目及びウミヅタ垂目に限定している（これとハードコーラルに分類される種が重ならないように定義）。もともと規則上の造礁サンゴの分類は、分類学的な分類と少しずれているところもあるが、今回の改正のタイミングで、現在の分類体系に合わせ、両者が重複しないように整理した。

【山川委員】ソフトコーラルの採捕は、申請して許可されたら可能になるが、大型のイソギンチャクの採捕については、何か規制があるのか。

【事務局】大型のイソギンチャクは、特に規制がない。

【山川委員】調査で毎月見ていたイソギンチャクが、よく切取られてなくなっている。それを取り締まる規則は、今のところないということか。

【事務局】現時点ではない。造礁サンゴもその漁場の重要な構成要素と認識して規制しているので、今後、同様に判断されれば採捕禁止のルールも不可能ではないと思う。

【山川委員】どんどんなくなっていくのを見ているので、いずれ禁止にするか、ソフトコーラルみたいに許可制にする必要があると考える。

(4) 第4号議案

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る要望提案等について (P35~P38)

【要旨】

海区漁業調整委員会の全国組織である全国海区漁業調整委員会連合会は、ブロックごとに毎年1回会議を開催している。当海区委員会は九州ブロックに所属している。会議は九州各県が持ち回りで開催していて、令和3年度は本県が開催県で、10月28日から29日に那覇市内での開催を予定している。新型コロナウイルスの感染拡大等の状況次第で、変更はあり得る。この会議で、全国と九州との2種類の要望事項を各会議から8月末までに提出することになっている。今回の委員会で要望事項を検討し、さらに必要があれば、来月の委員会で検討する。前年度は、本海区から全国への要望はなく、九州ブロックに3件要望した。本年度も

| | |
|----------------------|--|
| | <p>昨年提出した3件を継続して提出したい。提案事項は①「日中漁業協定の見直しについて」②「日台漁業取決めの見直しについて」③「太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について」である。そのうち「日中漁業協定の見直しについて」は、昨年度、一部新規として、文言を追加したが、昨年よりも事態が深刻化したため、踏み込んだ内容に変更する可能性も示唆した。特に異議はなく、事務局案で承認された。</p> |
| <p>【特記事項】</p> | <p>【天方委員】 要望事項が、どういうものなのかがよく分からない。</p> <p>【事務局】 九州ブロックで取りまとめた要望を、全国漁業調整委員会連合会で取りまとめて、最終的には国へ要望する。</p> <p>【天方委員】 日中漁業協定の見直しや、日台漁業協定の取決めの見直しは、これまでも沖縄・九州から要望してきた。国は対応しているのか。</p> <p>【事務局】 日中漁業協定と日台漁業取決めについては、漁業団体と県からも一緒に国に要請をしている。長年の懸案事項で、なかなか改善しないが、例えば日台の取決めについては、その取決め水域の中で、操業ルールを日本側と台湾側とが双方で公平にできるようなルールづくりが検討されている。多くの問題を抱えている中で、要望を続けている。</p> <p>【天方委員】 海区から要望して、具体的に目覚ましい改善が逐次あるわけではないが、懸案事項への活動として、毎年継続する意義があるということか。</p> <p>【事務局】 漁業関係団体から県へ要望されている事実と併せて、海区委員会からも国に対して要望するものと認識している。</p> <p>【上原議長】 この件は、水産業界から県、国に対して要望し、さらに業界と県も、毎年、連名で国に対して要請をしている。それをフォローする形で、海区調整委員会も要請し、全国の海区を通して要請している。</p> <p>要請等に対して、その都度国から回答はあるので、要請の結果の検証は可能だと考える。</p> |
| <p>(5) 協議事項 1</p> | <p>ソデイカの採捕に係る委員会指示の発動に向けたアンケートの実施について (P39～P45、別添)</p> |
| <p>【要旨】</p> | <p>沖縄海区漁業調整委員会指示2の第4号は、本県の主要な漁船漁業であるソデイカ漁業に関する現行の委員会指示であるが、令和3年9月30日で有効期間が終了するため、新たな委員会指示を発動する必要がある。そこで委員会指示の内容の検討を行うため、各漁協、漁組へアンケートを実施する。ソデイカについては、毎年、現場の漁業者の意見を踏まえて、ルールを設定しているので、そのルールを定める上でも本アンケートは重要である。アンケートによる質問事項は、①禁漁期間②今漁期ソ</p> |

デйка漁を行った船の隻数といったものである。これまで「11月から翌年の6月を操業期間」としてきたが、近年、現場から資源の状況が悪化しているとの声があり、令和元年漁期から「6月を禁漁期間」、令和2年漁期から「11月も禁漁期間」として、「12月から翌年の5月まで」が漁期となった。

委員会指示では、禁漁期間以外にも「沿岸から50海里以内は旗数30本まで」「50海里を以遠の海域では、予備を含めて旗数50本以内」の制限がある。隣接する奄美海区の委員会指示でも旗数の制限は同じだが、「操業期間は11月から6月」となっていて、以前の沖縄海区の操業期間のままである。奄美海区と意見交換を重ねて、操業期間を両海区で合わせたいと考えていることも説明した。アンケートの内容について、特に異論はなく、事務局案どおりに実施されることになった。

【特記事項】

【当真委員】 漁期を短くすれば水揚げは減るが、1年魚のイカの場合に、漁期を短くした影響が不明なので、検証すべきだ。漁期を短くして、資源が増加したような結果が出ていれば、漁業者も協力しやすい。

アンケートの選択肢では、これまでの漁期（11月～6月）に戻すか、従前の操業期間で時期をずらすか、現行維持かの選択だけで、漁期延長や短縮を希望する場合の選択肢がない。これまでの制限での資源の動向を示した上で、操業期間の制限の提案であれば、判断しやすい。

【事務局】 寿命が1年のソデイカの「期待される資源管理の効果」は、漁期の初期はサイズが小さいので、漁期を遅らせれば漁獲サイズが大きくなると考えられ、漁獲サイズを大きくして、資源の増加を目指しているが、それを反映したデータを示し切れていない。現場からは、資源状況が悪いとの声があるが、資源状況の把握は容易ではない。これからは資源評価の対象種になったので、水産海洋技術センターが国と一緒にあって、研究を進められる。

資源状況の悪化の理由は不明だが、根拠がないから漁獲制限が不要とはならない。産卵可能な個体が増加すれば、産卵数も増えるので、初期減耗があっても生存数は増え、資源の増加に貢献すると考える。そのため大きな個体を残すような漁獲制限を行う形での資源管理を進めているところだ。その考えに基づく現行の委員会指示の継続は必要と考える。より現場の声を広く拾えるアンケートの取り方も検討したい。

【当真委員】 当初は、漁期の終わりには身質も悪くなるが、抱卵しているので、漁期の終わりを早めれば、産卵数が増えて、資源増加につながるというのがあったが、1～2年で資源に反映すると思われていた。そ

のため漁獲制限を行う期間は限られると思われていたが、今まで制限が続けていても、資源の改善を示すデータがない。資源の動向とその内容を精査する必要がある。

【事務局】水技センターに、さらに努力をして欲しいと伝える。

【八前委員】海流に乗って卵が遡上するとされ（日本海側から漁法が導入されたので）、日本海側では漁獲しているが、日本海側の漁獲の動向についての情報も知りたい。また今の委員会指示が9月30日までならば、10月1日に次の委員会指示を出すことになるのか。

【事務局】最終的には9月の海区で諮問して、9月中に次の委員会指示を発することになる。日本海側の漁獲量データは調査して、提示したい。

【山内委員】科学的調査というのが絶対的に必要で、そのデータを漁業者に示すことが大事だ。そういう調査に基づいた科学データを根拠にして、合理的な資源管理が可能だと思う。そこで今現在、データをどのように取られているかを知りたい。

【事務局】1つは、漁獲統計の動向を調査し、加えて、標本船調査や漁獲努力量のデータを取り始めていると聞いている。重量の組成等を用いて、資源量の推定を試みていると認識している。

【山内委員】クロマグロの場合はCPUを算出するために、漁業者から漁獲成績報告書を提出してもらっている。長年のデータの蓄積があって、資源量を評価するために、非常に有効なデータの一つになっている。

今後はソデイカ漁業を行う全漁船を対象に漁獲成績報告書を提出してもらい、広域での資源の状況を把握する必要があると思う。基本となるCPUの算出をすることで、漁獲制限をする効果的なタイミングの検討が可能だと思う。

【事務局】漁業法改正で厳格に漁獲成績の報告が義務づけられた。ソデイカ漁業は、漁獲成績報告書の提出義務はないが、市場データなど代替となるデータと併せて、CPU算出に必要なデータ提供への理解が進んでいる。また委員会指示でルールを定めているので、その中で報告を義務付けることも検討可能だと思う。試験研究機関の意見と、現場の声を反映させながら、検討したい。

【山内委員】ソデイカ船も冷凍設備を備えた大型船、2級船として操業するようになっていて、100海里を超えた海域での操業も既に始まっているため、現行ルールの枠組みでは対応できないのではないか。その問題が今後浮き彫りになると思うので、踏み込んだ対応も必要だと思う。

【事務局】沖縄海区を超えた操業は、沖縄海区の所管外になるため、国

| | |
|------------|---|
| | <p>レベルでの対応が必要と考える。沖縄海区が取組めることから取組みたい。今後は広域での対応も大事なので、問題意識を持ちたい。</p> <p>【新立委員】沖縄海区の漁獲量は分かるが、隣接した漁場で、漁期が長い奄美海域の漁獲量はどうなっているのか。また県内でも組合が把握していない漁獲もあるので、より正確に把握できるように、報告を義務ではなく、協力してもらおうように出来ないのか。</p> <p>【事務局】奄美の漁獲量はざっと200～250トン程度で、沖縄の漁獲量の1/10程度になる。漁期の長さによる影響は分からない。</p> |
| (6) 協議事項 2 | 広域漁業調整委員会委員の互選について (P46～P53、別添) |
| 【要旨】 | <p>漁業法で、広域漁業調整委員会の設置が定められており、法 152 条に「太平洋広域漁業調整委員会」「日本海・九州西広域漁業調整委員会」「瀬戸内海広域漁業調整委員会」の3つを置くこととされている。本海区は「日本海・九州西広域漁業調整委員会」に所属し、法 153 条第 2 項で「日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者を各一人」が選出することになっている。同委員会の議論は資源管理が中心であるため、前回、その分野に精通している藤田委員を選出している（他に山内委員も大臣選任の漁業者代表委員として選出されている）。今回の海区委員による互選の結果、藤田委員が再度選出された。</p> |
| 【特記事項】 | <p>【八前委員】本協議前に退席</p> <p>【藤田委員】同委員会の話題で、マチ類もよく取り上げられるので、資源管理がしっかりできるように発言していきたい。</p> |